

## 【商工委員会】

### (1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも成立した。

また、本委員会に付託された請願2種類2件は、保留とされた。

#### 〔法律案の審査〕

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

我が国経済においては、円高傾向や高コスト構造の顕在化などにより、産業の空洞化への懸念が高まっており、その健全な発展に支障を来すおそれが生じている。このため、国内における新たな事業活動の展開のための環境を整備することにより、経済構造改革を推進するため、本年9月20日に発表された「経済対策」において経済構造改革の具体的な方策を盛り込み、我が国経済の活力を維持し、中長期的な自律的発展の基盤を築こうとするものである。

その内容は3法律案からなっており、第1に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正案は、支援対象となる特定施設にリサイクル関連施設、大規模スタジアムを追加するとともに、産業基盤整備基金の業務に日本開発銀行に対する利子補給業務を追加する等の措置を講じるものである。

第2に、特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正案は、新株発行の方式を利用して能力と成果に応じた成功払い報酬制度を導入するとともに、産業基盤整備基金の業務に新規事業者に対する経営指導業務を追加する等の措置を講じるものである。

第3に、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正案は、都道府県が輸入促進地域内に特定集積地区を設けることができることとするとともに、この地区内の輸入貨物流通促進事業者については、地方税の不均一課税を行う場合、減収補てん措置を講ずる等の措置を講じるものである。

第4に、以上の3法律案については適用期限を10年間延長するものである。

委員会においては、民活法の存在意義と法改正の趣旨、ストックオプション制度の概要及び導入上の課題、輸入・対内投資法の輸入拡大効果、民活法認定事業の総括、総合保税地域制度に対する大蔵省の対応、輸入・対内投資法制定時に付せられた附帯決議の実効措置、アジア太平洋トレードセンター入居状況及び助成措置、民活法の対象施設追加の背景等の質疑が行われ、日本共産党に

よる反対討論の後、多数をもって可決された。なお、3項目の附帯決議が付された。

繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

本法律案は、我が国繊維産業の情報化を促進することにより、繊維産業の一層の効率化を図るため、繊維産業構造改善事業協会が繊維産業における新技術の開発等に係る調査研究等の業務に必要な資金について出資を受けることができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、繊維セーフガード措置に係る調査状況、クイックレスポンス体制の概要、中小零細企業による活用の支援策等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

## (2) 委員会経過

### ○平成7年10月23日（月）（第1回）

- 産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。
- 新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
- 繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上両案について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

- 派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成7年10月24日（火）（第2回）

- 新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
- 繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上両案について橋本通商産業大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行い、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について討論の後、両案をいずれも可決した。

（閣法第4号）	賛成会派	自民、平成、社会、新緑
	反対会派	共産

（閣法第5号）	賛成会派	自民、平成、社会、共産、新緑
	反対会派	なし

なお、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成7年12月14日（木）（第3回）

- 請願第5号外1件を審査した。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
4	新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案	衆	7.10.6	7.10.18 (予備)	7.10.24 可決 附帯決議	7.10.25 可決	7.10.11	7.10.18 可決 附帯決議	7.10.19 可決
5	繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	10.6	10.18 (予備)	10.24 可決	10.25 可決	10.11	10.18 可決	10.19 可決

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案

(閣法第4号)

【要旨】

本法律案は、長期にわたる景気の低迷、最近の急激な円高等により顕在化している我が国の産業を取り巻く諸課題に緊急に取り組むため、国内の事業活動の環境を整備するとともに、企業家精神に富む事業者の創業を支援する等、去る9月20日に発表された「経済対策」における経済構造改革の具体的な方策を盛り込み、我が国経済の活力を維持し、中長期的な自律的発展の基盤を築こうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（「特定施設整備法」）の一部改正

(1) 特定施設の追加

港湾の環境の保全又は改善のための施設、再生資源の利用の促進を図る

ための施設、スポーツ産業の発達を図るための施設等を、新たに特定施設整備法の対象とする特定施設に追加する。

(2) 産業基盤整備基金の目的・業務の改正

① 産業基盤整備基金の目的を、民間事業者による特定産業基盤施設の整備等を促進するため、必要な資金借入れに係る債務を保証すること等により民間事業者への融資を円滑にすることとする。

② 産業基盤整備基金に、特定施設整備法の認定計画に係る特定産業基盤施設整備事業に要する、社債発行に係る債務保証業務及び当該特定施設のうち、研究開発・企業化基盤施設等一定の施設の整備に要する資金の貸付けで、政令で定めるものについて、日本開発銀行等に対し利子補給をする業務を新たに追加する。

③ 産業基盤整備基金に、利子補給金支給業務及びこれに附帯する業務に関して、特別施設整備促進円滑化推進資金を設ける。

(3) 通信・放送機構の業務の特例等

通信・放送機構は、特定施設のうち、特別通信・放送基盤施設の整備に要する資金の貸付けで、政令で定めるものについて、日本開発銀行等に対し新たに利子補給業務をする。

(4) 報告の徴収

主務大臣は、特定施設整備法における認定事業者に対し、認定計画に係る特定施設の、運営を含む整備事業の実施状況に関し報告させることができる。

(5) 罰則

虚偽報告等に係る罰金額を10万円から20万円に引き上げる。

(6) 法律の廃止

この法律は、平成18年5月29日までに廃止する。

2 特定新規事業実施円滑化臨時措置法（「新規事業法」）の一部改正

(1) 産業基盤整備基金の業務追加

産業基盤整備基金が行う特定新規事業実施円滑化業務に、特定新規事業に関し経営の指導を行う業務を追加する。

(2) 新株発行の特例

新規事業法の認定会社で、同法により新株の発行ができる旨定款に定められたものは、認定計画に係る事業の実施に必要な人材を確保するため、一定の要件の下、商法上の特別決議を行うことにより、その後10年の間に、会社の取締役又は使用人に対し特に有利な発行価額で新株を発行できることとする。

(3) 新株発行に係る情報の開示

新規事業法の認定会社が、新株発行の特例に係る定めを設けたときは、株券等にその旨を記載しなければならない。また、決議をした際には、その内容を記載した書面を通商産業大臣に提出するとともに、公衆の縦覧に供しなければならない。通商産業大臣は、提出された書面について官報に公示するとともに、公衆の縦覧に供しなければならない。

(4) 罰則

書面の提出及び株券への記載に係る罰則を設ける。

(5) 法律の廃止

この法律は、平成18年5月29日までに廃止する。また、新株発行に係る決議の効力の有効期間に関する経過措置を設ける。

3 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（「輸入・対内投資法」）の一部改正

(1) 輸入促進地域の要件の追加

輸入・対内投資法により輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業に関する措置が講じられる地域（「輸入促進地域」）の要件に、当該事業の実施が確実と見込まれることとの要件を追加する。

(2) 特定集積地区

輸入促進地域のうち、輸入貨物の流通の円滑化を図るため、輸入貨物流通促進事業の集積を特に促進することが適当と認められる地区を「特定集積地区」と定義し、主務大臣が地域輸入促進指針で定める事項に当該地区の設定に関する事項等を追加し、都道府県は地域輸入促進計画において当該地区の区域等を定めることができることとする。

(3) 産業基盤整備基金の業務追加

産業基盤整備基金が行う輸入促進・対内投資円滑化業務に、特定集積地区において輸入貨物流通促進事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行う業務を追加する。

(4) 中小企業信用保険法の特例

輸入貨物流通促進事業に係る中小企業信用保険法の特例を、特定集積地区において当該事業を行う者に適用する。

(5) 地方税の不均一課税に伴う措置

地方公共団体が、特定集積地区に輸入貨物流通促進事業に係る施設のうち自治省令で定めるものを設置した者について、不動産取得税又は固定資産税に係る不均一の課税をした場合、当該不均一課税に伴う減収額を基準財政収入額から控除できるものとする。

(6) 法律の廃止

この法律は、平成18年5月29日までに廃止する。

**【附帯決議】**

政府は、本法施行が真に実効性あるものとなるよう、税制上の措置を含めた支援策の一層の充実に努めることとし、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

- 1 民活法に基づく特定施設の整備については、地域及び民間事業者のニーズと事業の実態に即し、かつ利用者の利便に配慮した効果的な支援を行うとともに、地域の基盤整備の一体的推進を図る観点から、地方公共団体及び関係行政機関との連携を一層強化すること。

なお、阪神・淡路大震災地域における復興の一層の促進を図るため、当該地域に係る復興プロジェクトとしての対象施設の整備事業については、特段の支援措置を講ずること。

- 2 新規事業法に基づくストックオプション制度を有効に機能させるため、制度の啓発・普及に努めること。関連支援措置の運用に当たっては柔軟に対応するとともに、新規事業の実施計画の認定手続の簡素化・迅速化に努めること。

知的財産権の担保化については、その評価方法について鋭意検討するほか、ベンチャービジネスに対する民間投融資の促進方策を広く検討していくよう努めること。

- 3 輸入・対内投資法に基づく輸入促進措置を効果的に推進する観点から、総合保税地域制度の有効活用を図るための運用の緩和に努めるとともに、植物防疫、動物検疫等の検疫手続や通関手続等における体制の一層の整備に努めること。

右決議する。

**繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第5号）**

**【要 旨】**

本法律案は、最近における繊維産業をめぐる内外の経済的環境の著しい変化にかんがみ、繊維産業の構造改善を一層推進するため、繊維産業における新技術の開発等に係る調査研究等の業務に必要な資金について繊維産業構造改善事業協会が出資を受けることができるようにするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 繊維産業構造改善事業協会の資本金規定の改正

繊維産業構造改善事業協会が繊維産業における新技術の開発等に係る調査

研究等の業務に必要な資金について出資を受けることができることとする。

## 2 繊維工業高度化促進施設の整備規定の改正

「繊維工業高度化促進施設」の主たる支援対象を繊維工業者から繊維製品販売業者を含む繊維事業者に拡大し、その名称を「繊維産業高度化促進施設」に改める。